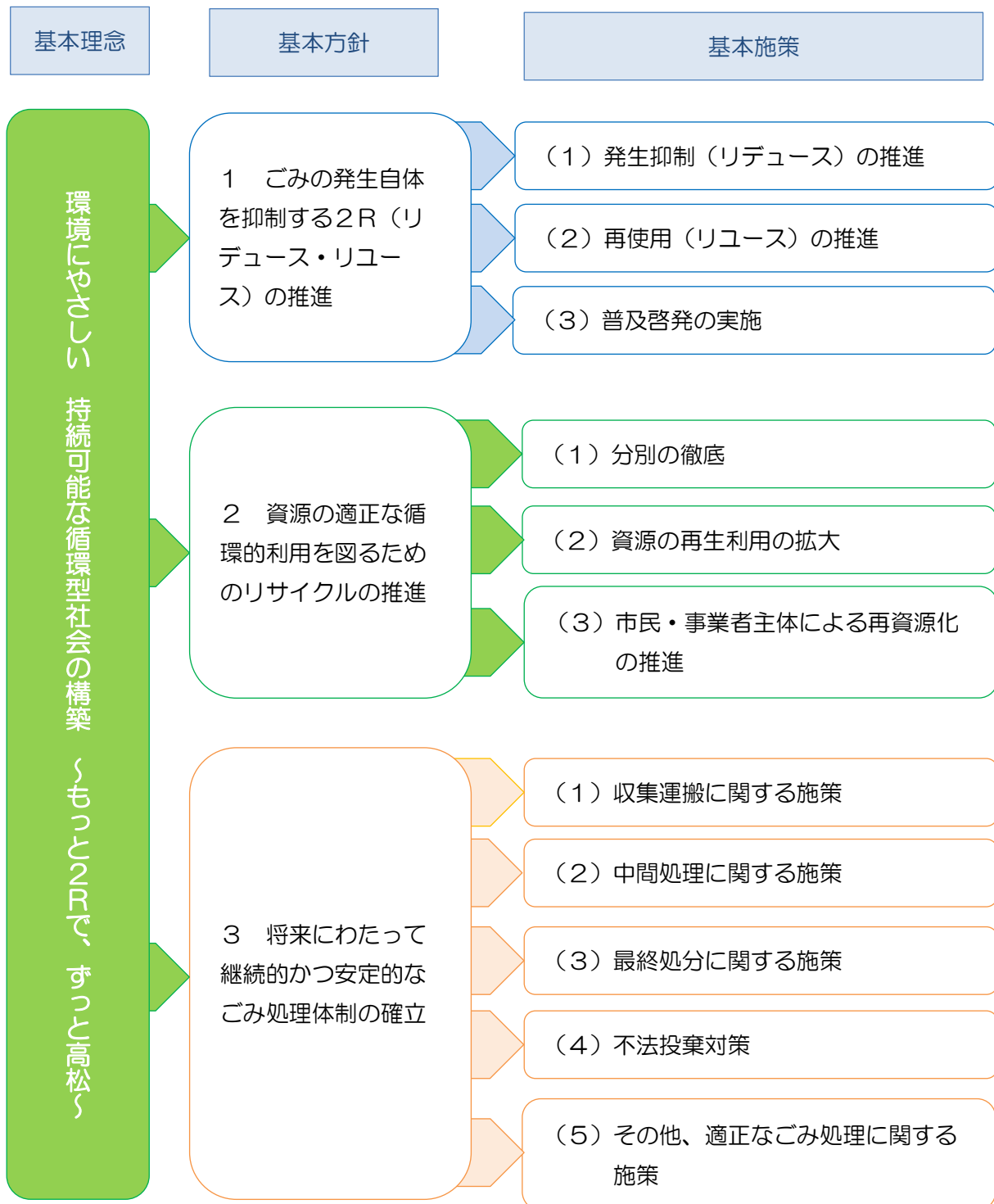


第5 ごみ減量・資源化促進事業

1 ごみ減量・資源化促進事業の概要

本市では、平成30年3月に改定した「高松市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念「環境にやさしい 持続可能な循環型社会の構築 ～もっと2Rで、ずっと高松～」の実現を目指し、3つの基本方針の下に、11の基本施策、48の取組項目を設定し、ごみの減量・再資源化や適正処理など、基本理念の実現に向けた取組を推進している。



2 ごみの発生を抑制する 2 R の推進

(1) 食品ロス対策等の推進

食品ロス（本来食べられるのに捨てられる食品）の削減を始めとする食品廃棄物の減量・再資源化を推進するため、環境・身体・家計にかしこいライフスタイルであるスマート・フードライフに関する市民意識の向上に取り組んでいる。

ア 食品ロス削減のためのリーフレット作成

平成 30 年 10 月に、食品ロスを減らす工夫などをまとめたリーフレット「STOP！食品ロス 3 きりのススメ」を作成し、周知啓発を行った。

イ 食品ロス実態調査

- ・実施日 平成 31 年 1 月 31 日（木）
- ・作業場所 南部クリーンセンター
- ・調査対象地域 市内 4 地域
- ・サンプル収集方法 軽ダンプ車でごみステーションからの収集
- ・調査結果

| 試料重量 | 食品廃棄物 | 食品ロス | 食品ロス | |
|------------|------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | うち直接廃棄 | うち食べ残し |
| 631. 32 kg | 267. 38 kg (42. 4%) | 90. 28 kg (14. 3%) | 55. 78 kg (8. 8%) | 34. 50 kg (5. 5%) |

ウ フードドライブの実施

市主催行事等に併せて、フードドライブを 3 回実施した。条件を満たした食品（調味料やレトルト食品など）約 3 0 0 点を受け付け、NPO 法人フードバンク香川に提供した。

エ 食品ロスに関するアンケート調査

令和 2 年 2 月に、食品ロスに関する市民意識や取組状況を把握するため、市民アンケート調査を実施するとともに、事業者の意識や食品ロス発生状況・対策など、市内事業者の実態を把握するため、事業者アンケートを実施した。

- ・食品ロス認知度 92. 2% ～食品ロスに関する市民アンケートより～

オ 冷蔵庫収納術講習会

専門家による冷蔵庫収納術講習会を開催し、各家庭で食材を適切に管理し、無駄なく使いきれようような冷蔵庫の整理方法について啓発を行った。

(2) 生ごみ処理機等の普及啓発

家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器又は生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ってきたが、一定の効果が得られたことから、令和元年度をもって廃止した。

ア 生ごみ処理機等購入補助制度の概要

| | 生ごみ堆肥化容器 | 生ごみ処理機 |
|----------|--|---|
| 1 補助対象機種 | 微生物の活動により生ごみを分解し、堆肥化させ、又は減量させることを目的として製造されたもの（機械式のものを除く） | 微生物の活動又は乾燥装置により生ごみを消滅させ、又は減量する機械式のもの（生ごみを粉碎するディスポーザー型のものであって、直接下水道等に流すものを除く。） |
| 2 補助対象者 | ① 市内に住所を有し、かつ、居住している者 ② 生ごみ処理機を購入した者にあつては、高松市の市税を完納している（申請時点で滞納がない）者 ③ 処理機等を市内の自己の家庭から排出される生ごみの処理のために活用しようとする者 ④ 処理機等を常に良好な状態で保持し、他人に迷惑をかけず維持管理できる者 | |
| 3 販売店 | 制限なし | 制限なし |
| 4 補助基数 | 1世帯につき2基 | 1世帯につき1基 |
| 5 補助限度額 | 3,000円 | 16,000円 |
| 6 補助率 | 購入価格（消費税込み）の1/2 | 購入価格（消費税込み）の2/5 |
| 7 端数処理 | 補助金額の10円未満は切り捨て | 補助金額の100円未満は切り捨て |

イ 生ごみ処理機等補助基数・補助金の推移

| 区分 | 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 合計 |
|--------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | | 生ごみ | 157 | 133 | 129 | 105 | 84 |
| 堆肥化容器 | 補助金(円) | 437,040 | 378,400 | 380,880 | 295,530 | 231,030 | 1,722,880 |
| 生ごみ処理機 | 基数 | 73 | 133 | 92 | 92 | 41 | 431 |
| | 補助金(円) | 1,413,000 | 2,157,100 | 1,557,700 | 1,108,600 | 493,500 | 5,172,200 |

※ 機械式生ごみ処理機の入補助は、平成10年8月1日から行っている。（令和2年3月31日付で廃止）

(3) 廃棄物の排出を抑える製品の利用推進

ア レジ袋等の削減に関する協定

温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に大きな効果がある、レジ袋等の使用量の削減について、事業者、市民団体及び市の3者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、市民に対し、買い物袋の持参を呼びかけるなど、協働してレジ袋の使用量削減に取り組んでいる。

協定締結事業者11事業者（38店舗）、市民団体6団体（令和2年4月現在）

イ レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター

平成20年に市民等から公募し、応募総点数160点から、優秀賞の作品を「レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター（愛称 エコバックくん）」として選定した。



レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター
(愛称 エコバックくん)

(4) プラスチックごみ対策

世界的な問題となっているプラスチックごみを削減するため、市民に対してごみの発生を抑制する2Rを中心とした情報発信に加え、令和2年7月からのレジ袋有料化に向け、レジ袋を利用しないマイバッグ持参を推進するなど、過度にプラスチック製品に頼らないライフスタイルに向けた周知啓発を行っている。

ア 高松市プラスチック・スマート運動

使い捨てプラスチックの使用抑制や分別の徹底など、プラスチックと賢くつき合うプラスチック・スマート運動を展開することにより、プラスチックごみ削減を推進した。

イ マイバッグ推進キャンペーン

レジ袋有料化を前に、令和2年2月に、市民に繰り返し利用できるマイバッグ持参の習慣化を呼び掛ける「マイバッグ宣言」を行い、「マイバッグ宣言ポスター」をレジ袋削減協定締結事業者や地球にやさしい店等の事業者配布したほか、事業者と共同でマイバッグ推進キャンペーンを開催した。

ウ レジ袋削減に関する意見交換会の開催

レジ袋等の使用量の削減について、令和2年7月からの「レジ袋有料化・義務化」に向けて、レジ袋削減協定を締結する事業者等と、令和2年2月に意見交換会を開催した。

(5) 家庭系ごみ有料化事業の促進

本市では、平成12年7月から、将来に向かってリサイクルシステムを拡大・発展させ、資源循環型社会の形成を図るため、現在の収集体制に移行しました。その結果、資源物回収量は増加し、焼却、埋立ごみが減少し、ごみ処理施設への負担を軽くするという成果をあげた。

また、平成16年10月1日からは、より一層のごみ減量・資源化、ごみ処理に係る負担の公平化、ごみに責任をもつ社会の実現を目指し、「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料指定収集袋による回収を開始し、家庭系ごみの減量に大きな成果を得ました。平成20年には一般廃棄物処理基本計画を策定し、4月からは合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一しました。有料指定収集袋については、大(40ℓ)、中(30ℓ)、小(20ℓ)、特小(10ℓ)の4種類で運用していましたが、高齢者の単独世帯等ごみの排出量が少ない世帯を念頭に、さらに小さい袋の導入を求める意見があったことや、他市の状況、費用などを踏まえ、平成28年3月29日に条例を改正し、新たに特小の半分程度のサイズである超特小(5ℓ)の導入により、5種類での運用とし、同年10月1日からその販売を開始した。

(6) 多量排出事業者の減量計画

事業系一般廃棄物の減量及び資源化を推進することを目的として、平成21年10月に「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」を制定し、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有・占有又は管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めている。

提出事業者数 315事業者（令和元年度）

(7) 環境学習の推進

環境学習により、ごみの減量・再資源化への市民意識の向上などを推進する。また、2Rに重点を置いた内容や世代に応じた効果的な内容を検討するなど、学習内容の更なる充実を図っている。

ア 施設見学、リサイクル体験学習

南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、小中学生や各種団体等の見学者を随時受け入れ、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めてもらう。また、南部クリーンセンターの環境学習の展示啓発施設「エコホテル」では、はがき作りなどリサイクル工作の体験学習を行っている。

イ ごみ減量・資源化啓発DVDの貸出

南部クリーンセンターで、「ようこそ南部クリーンセンターへ ごみはどうなるの？教えてアース博士」（プラスチック容器包装ごみの分別方法）のDVDを希望者に貸出している。

ウ 小学校社会科副読本の発行

昭和53年度から市内の小学校4年生を対象に、学校教育を通じてごみ処理事業に対する理解と正しい知識を学んでもらうことを目的に、社会科補助教材として社会科副読本「きれいな高松に ～くらしとごみ～」を高松市小学校社会科研究会の編集で毎年度改訂発行している。

(8) 事業者に対する啓発活動

ア 地球にやさしいオフィス登録制度

平成4年度に、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するため、「地球にやさしいオフィス」宣言をした事業者の申請に基づき市に登録する「地球にやさしいオフィス登録制度」を発足させた。

この制度を推進するため、すでにビル全体でリサイクル等に取り組んで他のオフィスのモデルとなる4ビルを「地球にやさしいオフィスモデルビル」として平成4年10月に指定し、同年11月から登録受付を開始した。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録事業所を募集した。

登録事業所数 116事業所（令和2年4月1日現在）

イ 地球にやさしい店登録制度

利便性と豊かさのみを求めるライフスタイルから、環境に配慮した地球にやさしいライフスタイルへの転換を市民に呼び掛けるため、平成6年2月に、容器包装の回収、包装の簡素化、再生品の販売等に取り組み、市のごみ減量・資源化事業に協力いただける店舗等を「地球にやさしい店」として登録する制度を発足させた。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録店舗を募集した。

登録店舗数 130店舗（令和2年4月1日現在）

ウ 事業系廃棄物減量・資源化優良事業者表彰制度

平成23年度から、地球にやさしいオフィス・店及び多量排出事業者を対象に、事業系廃棄物の減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組み、効果を上げている事業者を「エコシティたかまつ優良事業者」として表彰するとともに、ホームページ等にその取組を公表している。

累計表彰事業者数 16事業者（令和2年4月1日現在）

エ 香川県・高松市紙ごみリサイクル促進モデル事業

事業系一般廃棄物のうち、紙ごみのリサイクルの促進を図るにあたり、平成29年度に、香川県・高松市紙ごみリサイクル促進モデル事業推進協議会を設立（平成29年9月28日から平成30年3月23日まで）し、県、市、紙ごみ回収事業者及び紙ごみ排出事業者の相互協力の下、高松市中心市街地における紙ごみリサイクル促進モデル事業を実施した。

モデル事業の実施に当たっては、青森県が実施しているオフィス町内会方式を参考とした。

| | 立地条件(※) | モデル事業実施期間 | 回収量(kg) | | | | | 備考 |
|------------|---------|------------|---------|-----|-----|---------|-----|----------|
| | | | 段ボール | 新聞紙 | 雑誌 | シュレッダー屑 | 計 | |
| A排出事業者(ビル) | 良い | 12月27日～8週間 | 170 | 80 | 100 | 210 | 560 | 回収日数 12日 |
| B排出事業者(ビル) | 普通 | 2月3日～4週間 | 50 | 60 | 10 | 30 | 150 | 回収日数 4日 |
| C排出事業者(ビル) | 悪い | 2月14日～3週間 | 1 | 18 | 0 | 26 | 45 | 回収日数 3日 |
| 計 | | | 221 | 158 | 110 | 266 | 755 | |

※ モデル事業実施時の回収作業において交通の支障にならないような十分な空きスペースの有無や紙ごみの集積場所の確保の見込みの有無

3 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

(1) 周知啓発による市民意識の向上

ア ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター

平成3年12月に、ごみ減量・資源化を広く市民にアピールするため「ごみ減量・資源化シンボルマーク」を全国から一般公募し、平成4年2月に1,117点の応募作品の中から「シンボルマーク・シンボルキャラクター」を選定した。シンボルキャラクターについては、より親しみやすいものとするため愛称を「カンクルちゃん」と命名し、あわせて表示している。

シンボルマーク・シンボルキャラクターは、各種の印刷物などへも積極的に使用している。



ごみ減量・資源化
シンボルマーク



シンボルキャラクター
(愛称 カンクルちゃん)

イ 雑がみ回収袋によるモデル事業とその検証作業の実施を踏まえた紙ごみリサイクルの周知・啓発

紙類のリサイクルを進めるため、平成26年8月から10月にかけて雑がみ回収袋によるモデル事業を実施するとともに、その検証作業を実施した。その結果を踏まえ、紙ごみのなかでも特に分別が複雑でわかりにくい紙製容器包装の分別・出し方を中心に、広報たかまつ平成27年2月15日号に特集記事「紙ごみリサイクル大作戦」を掲載した。

また、同年2月放映のケーブルテレビ「ホットラインたかまつ」を活用し、紙ごみのリサイクルを中心に「資源の循環的な利用を目指して」をテーマに、広く市民に、理解と協力を訴えかける等、ごみの分別の徹底とリサイクルの周知啓発を継続して実施し、市民への更なる浸透を図っている。

ウ ごみ減量・資源化啓発キャンペーンー3Rシティ高松を目指してー

平成27年10月に、ごみ減量・資源化の啓発リーフレット「3Rシティ高松を目指して」を15万部作成し、広く市民に配布したほか、市役所本庁・支所・出張所等に配置し、転入者をはじめ来庁者向けに配布するとともに、出前講座等の研修資料としても積極的に活用している。

また、平成28年2月放映のケーブルテレビ「ホットラインたかまつ」を活用し、「循環型社会への挑戦～3Rシティ高松を目指して～」と題して、3Rシティ高松、生ごみ処理機の活用、紙ごみリサイクル大作戦を主なテーマに、ごみの分別の徹底とリデュース・リユース・リサイクルの周知啓発の強化を行った。

さらに、広報たかまつ平成28年3月1日号に特集記事「3Rシティ高松を目指して～今日から実践!!3R～」と題して、家庭での3Rの実践方法を分かりやすく解説した。

エ ごみ分別ガイドブックの発行

ごみの分別・排出方法等を啓発するため、平成12年のごみ新収集体制への移行に伴い、「ごみ分別ガイドブック」を新たに製作し、全世帯に配布した後、平成16年の家庭系ごみ有料化の導入に伴い、同ガイドブックを大幅に改定し、再度全世帯に配布した。その後、平成20年4月の合併6地区のごみ収集体制統一に伴い、内容を一部改訂し、合併6地区の全世帯に配布し

た。また、転入者等にも要望に応じ随時配布している。

平成23年度に見やすさ、検索のしやすさなどを重点に全面改訂し、市内全世帯に配布するとともに、ホームページにも掲載している。

オ 高松市ごみ分別アプリの配信

平成28年11月1日から、新たにスマートフォンやタブレット端末の利用者向けに、「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ収集カレンダー」の情報を始め、ごみ出し通知機能やごみの品目別の検索機能を有した「高松市ごみ分別アプリ」の配信を開始し、ごみ減量・資源化に努めるとともに、広報たかまつや市ホームページ上での周知、市民課、総合センター・支所・出張所やコミュニティセンター等でのポスター・チラシ等での継続的な周知により、アプリの登録・利用者の拡大を図っている。

登録・利用者数 14,870人（令和2年4月1日現在）

カ 外国人向けパンフレットの発行

平成16年10月からの定期収集家庭ごみ有料化の実施に伴う各種広報の一環として、市内在住の外国人に対し、正しいごみの出し方についての啓発パンフレット（英語、中国語、韓国語）を作成し、希望者に配布している。

キ ごみステーションでの啓発

ごみステーションの収集作業時に、分別が正しくできていない場合や、出す日が違う場合などのごみには、不適物警告シール（イエローカード）に対象理由を表示し、そのごみに貼り付けて取り残すことにより、正しいごみの出し方の啓発を図っています。

(2) ごみ搬入時の展開検査及び分別指導

南部及び西部クリーンセンターでは、一層の分別の徹底によるごみの減量化や資源化の推進、安全・安心・安定したごみ処理を目指すため、随時搬入検査を行い、搬入禁止物等の混入防止を進めるとともに、収集運搬業者やごみ排出事業者・市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行っている。

(3) 使用済小型家電リサイクル

レアメタルや貴金属などの再資源化や埋立ごみの減量化を図るため、平成25年10月から携帯電話機やデジタルカメラなど21品目の使用済小型家電を、支所・出張所等15か所でボックス回収するモデル事業を実施。その後、回収ボックスの設置箇所を、平成26年11月に大型スーパーマーケットや家電量販店など5か所増やし、平成28年3月にはコミュニティセンター2か所で増設し、現在、計22か所となっている。

また、平成27年度からは、西部クリーンセンター及び南部クリーンセンターでピックアップ回収を開始したほか、不法投棄撲滅クリーン作戦においてイベント回収を行っている。

平成29年度及び平成30年度には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の金・銀・銅メダルをリサイクル金属で作る国民参加型プロジェクト「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、市内で開催されるスポーツイベントなどでもイベント回収を実施した。

<令和元年度の使用済小型家電の回収実績>

| 回収方法 | 回収量 (kg) |
|----------|----------|
| ボックス回収 | 1,220.0 |
| ピックアップ回収 | 1,733.4 |
| イベント回収 | 57.5 |
| 計 | 3,010.9 |

(4) 熔融スラグの有効利用

平成 25 年 4 月 1 日、南部クリーンセンター焼却施設で発生する熔融スラグの円滑な利用を図ることを目的とした「高松市熔融スラグ利用ガイドライン」を定め、工事用資材として試行利用している。

熔融スラグとは、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1300℃以上の高温で熔融したものを冷却し、固化させたもので、近年、建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。本市が発注する道路、河川（水路）、下水道工事等の一般土木工事にガイドラインを適用し、熔融スラグを利用することで、最終処分量の削減に努めている。

(5) 羽毛布団のリサイクル

令和 2 年 1 月より南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、今までは焼却処分をしていた廃羽毛布団を、再生羽毛として利用するためのリサイクルを開始した。また、3 月からは、市民の方から持ち込まれた羽毛布団を、資源物として無料回収し、再資源化の促進や啓発に取り組んでいる。

<羽毛布団リサイクルの実績>

| 区 分 | 年 度 |
|----------|---------|
| | 令和元年度 |
| 枚数 (枚) | 286 |
| 売払金額 (円) | 109,670 |

(6) リサイクル推進員制度

平成 5 年 4 月に、一般廃棄物の減量化・資源化を更に推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく高松市リサイクル推進員を地区ごとに設置した。地区のリーダーとして活動するとともに、地域ぐるみの主体的なリサイクルを推進している。

リサイクル推進員数 129 人（令和 2 年 4 月現在）

(7) 家電リサイクル法への対応

平成13年 4 月から家電リサイクル法が施行されたことにより、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の 4 品目はリサイクルすることが義務づけられ、これらの品物が不要となった時には、原則として、販売店を通じてメーカーへ引き渡しリサイクルを行うこととなっている。販売店に引取りの義務がないなどのやむを得ない場合に限り、市で回収し、メーカーの指定引取場所へ搬入している。

家電 4 品目の不法投棄については、市民からの通報等により回収し、リサイクル可能な物については、メーカー指定引取場所へ搬入している。

また、平成 21 年 4 月から液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が対象品目に追加された。

<家電4品目の有料収集及び不法投棄収集の実績>

| 品 目 | 有料収集台数実績（台） | | | | | 不法投棄収集台数実績（台） | | | | |
|--------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|---------------|-----|-----|-----|----|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
| テ レ ビ | 61 | 68 | 55 | 67 | 96 | 49 | 67 | 96 | 42 | 52 |
| エ ア コ ン | 16 | 14 | 12 | 24 | 31 | 0 | 3 | 0 | 2 | 3 |
| 冷 蔵 庫 冷 凍 庫 | 89 | 108 | 92 | 130 | 153 | 9 | 17 | 19 | 10 | 14 |
| 洗 濯 機 衣 類 乾 燥 機 | 96 | 93 | 85 | 117 | 152 | 8 | 13 | 7 | 11 | 8 |
| 合 計 | 262 | 283 | 244 | 338 | 432 | 66 | 100 | 122 | 65 | 77 |

(8) 家庭用パソコン・携帯電話・消火器・二輪車のリサイクル

メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成 20 年 4 月から家庭用パソコンの収集を、平成 21 年 4 月からは携帯電話の処理施設による受入れを行わず、また、廃棄物処理法に基づき、広域認定制度の認定を受けているメーカー等によるリサイクルを促進するため、平成 24 年 4 月から消火器や二輪車の収集及び処理施設での受入れを行わず、メーカー等のリサイクルシステムを活用し、資源の再利用を図っている。

4 不法投棄対策等

平成 20 年 4 月の組織改正により、適正処理対策室を環境指導課に移管するとともに、室に適正指導係及び監視パトロール係を設置し、不法投棄の防止に努めている。

また、許可業者を対象とする講習会やホームページ、広報紙を通じて、事業者・市民への周知・啓発に努めるとともに、地元住民・各種団体と連携し、不法投棄の防止に取り組んでいる。

(1) 不法投棄防止パトロールの実施

毎週 2～3 回、職員による不法投棄防止パトロールを定期的実施しているが、令和元年度においては、職員による定期監視パトロールを平日 119 回、休日 12 回実施した。

また、不法投棄されているごみについては、不法投棄の行為者の調査・指導を行うとともに、早期の撤去に努めている。

(2) 不法投棄監視カメラの設置

市内でも、特に不法投棄が多く見られる箇所（27 箇所）に監視カメラを設置するとともに、監視カメラ作動中の警告看板を立て、不法投棄防止の啓発を行っている。

(3) 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、環境美化と環境意識の向上に努めている。

＜令和元年度 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦実施内容＞

- ・実施件数 5 件
- ・延べ参加人員 約 3,100 人
- ・総回収量 4.9 t



令和元年7月14日あじ水ぎわクリーン作戦



令和2年1月19日高松エアポートクリーン作戦

(4) 令和元年度瀬戸・高松広域連携中枢都市圏不法投棄対策事業の実施

＜瀬戸・高松広域連携中枢都市圏クリーン作戦実施内容＞

- 実施件数 6 件
- 参加人員 約4,400人 総回収量 29.6 t

（綾川町については、高松エアポートクリーン作戦（拡充）で実施のため除く。）

(5) 海ごみ対策事業の推進

私たちが暮らす瀬戸内海を「豊かな海」として保全・再生するため、行政・市民・関係者が連携して、香川県をはじめ、環境省、本市を含む県内全 8 市 9 町並びに民間団体などを構成団体とした、

香川県海ごみ対策推進協議会を平成 25 年 5 月 24 日に設置し、全国でも初の試みとして、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみ対策を推進している。令和元年度は、瀬戸内漁協、下笠居漁協の協力を得て、合計 3,670 k g の海底堆積ごみを回収し、処理を行った。

<令和元年度処理状況>

| 瀬戸内漁協 | 下笠居漁協 | | 合計処理量 |
|--------------|--------------|------------|--------------|
| 高松漁港 | 亀水漁港 | 小坂 | |
| 可燃 0 k g | 可燃 0 k g | 可燃 0 k g | 可燃 0 k g |
| 不燃 1,370 k g | 不燃 1,390 k g | 不燃 910 k g | 不燃 3,670 k g |
| 計 1,370 k g | 計 1,390 k g | 計 910 k g | 計 3,670 k g |

(6) 資源ごみ持ち去り防止対策

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を平成 21 年 4 月 1 日に制定し、ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため、持ち去りの情報提供があった際は、職員による早朝パトロールや、広報等により市民に注意喚起の啓発を行っている。